

平成 30 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ミ ー ル ワ ー ク ス
住 所 東 京 都 目 黒 区 下 目 黒 二 丁 目 17 番
18 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 島 由 夫
問 合 先 マーケティング・店舗開発 岩 崎 千 尋

TEL.03-6417-3311

「ダンシングクラブ」類似店舗に関する訴訟の和解のお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 8 日のプレスリリース (<http://www.mealworks.co.jp/news/271>) にて、株式会社甲羅（以下、「甲羅社」といいます）に対する訴訟を提起したことをお知らせしましたが、同訴訟事件（東京地方裁判所平成 29 年（ワ）第 30578 号 不正競争行為差止等請求事件）につきまして、本日付けで和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 和解の相手方

名 称：株式会社甲羅
所在地：愛知県豊橋市東脇三丁目 1 番 7 号
代表者：代表取締役 鈴木 勇一

2. 訴訟提起及び和解に至った経緯

甲羅社が平成 29 年 2 月に愛知県名古屋市に開店した「クラブユアハンズ」について、当社が東京都新宿区、大阪府大阪市及び福岡県福岡市にて展開する「ダンシングクラブ」に営業形態、店舗外装及び内装等（以下、併せて「営業形態等」という。）が類似していることから、お客様において系列店であるかのような誤認が生じており、お問合せを多数いただくなど、お客様にご迷惑をおかけしてしまう事態が生じておりました。

そのため、当社は、同年 9 月 8 日、東京地方裁判所に民事訴訟を提起し、甲羅社に対し、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号（周知商品等表示の使用）及び第 3 条に基づいて「ダンシングクラブ」に類似する営業形態等の使用の中止請求などを行い、審理が進んでおりましたが、甲羅社が平成 30 年 1 月末日をもって類似店舗である「クラブユアハンズ」の営業を終了したこと、及び同社が今後同種の営業形態等での飲食店営業を行わないことを約したことから、本日、和解が成立しました。

3. 和解内容

和解条項は、以下のとおりです。

- ・被告は、原告に対し、別紙目録（省略）記載の営業表示①ないし④につき、2 種類以上の組み合わせにより使用しない。
- ・原告は、その余の請求を放棄する。
- ・原告と被告は、原告と被告の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ・訴訟費用は各自の負担とする。

4. 今後の方針等

昨今、飲食店業界においては、他店舗の模倣という問題が深刻化しておりますが、当社は、今後も、そのような行為に対しては訴訟を含め毅然と対応してまいります。

また、これからも「ダンシングクラブ」では、お客様に心から楽しんでいただける店舗づくりにより一層努めてまいりますので、今後ともご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【訴訟に関するお問合せ先：OMM 法律事務所 弁護士 宮沢奈央、弁護士 大塚和成（電話 03-3222-0330）】